

特色あるまちづくりを応援します！

「市民提案型まちづくり 1% 事業」募集開始（本年度最終）
皆さんの地域や団体でも知恵を絞って事業を実施してみませんか！

「市民提案型まちづくり 1% 事業」は、NPO やボランティアなどをはじめとする市民活動団体等のみなさんが考えているまちづくり（地域のみなさんが主体となっていく地域の活性化や地域内の交流）のアイデアや、すでに取り組まれている事業に対し、市民税の 1% を財源に、活動経費の一部を補助し、市民活動団体等の自主的、自発的な活動を支援する制度です。

◎最終募集期間 11 月 4 日（火）～ 11 月 17 日（月）
※事業実施は、補助事業認定後となりますので、早めに申請してください。

◎対象事業者
自主的・主体的に事業を企画立案し実施する団体で、以下の条件を満たすもの。
ただし、営利を目的とする団体は対象となりません。
(1) 住民自治組織
(2) ボランティアおよび NPO 団体
(3) 教育、芸術、文化およびスポーツ関係団体
(4) 商業、農業および経済関係団体
(5) 地域の活性化を目的とする団体

◎対象事業
次の各号にいずれにも該当する事業とします。
(1) 市内で実施される事業
(2) 住民および構成員の労力提供等がある事業
(3) 地域社会への貢献が期待できる事業
(4) 継続可能な事業
(5) 他の補助金などを受けていない事業
(6) 他の法律、条例などに抵触しない事業
(7) 年度内に実績報告を提出できる事業
※宗教・政治・営利を目的とした事業、単に物を買うだけの事業などは対象になりません。



江頭多目的広場整備作業

◎事業採択
事業の採択については、「市民提案型まちづく 1% 事業審査委員会設置要綱」第 3 条により設置された審査委員会で審査し、採択の可否を決定します。
※事業の採択は 11 月下旬になります。

◎補助金額
補助金額は、提出された予算書を基に、審査委員会で協議し決定します。

◎申請方法
企画課（市役所 3 階）および各支所総合窓口課総務係にある「市民提案型まちづくり 1% 事業提案書」に必要事項を記入し、関係書類（見積書など）を添付して企画課へ提出してください。
※事業提案書は、市ホームページ内からもダウンロードできます。

◎情報の公開
提案された事業については、事業の周知および多くの市民に情報を公開する目的で、個人情報などを除きホームページに掲載します。

☎ 企画課地域振興係 ☎ 32 — 1111（内線 1314）

「ふるさとメール」にご登録ください！

登録は
無料です

宇城市と熊日新聞社が協力してふるさとの様子を E メールでお伝えするメールマガジン「宇城市ふるさとメール」を毎週木曜日に無料で配信中。わがまちの出来事や特産品、イベント情報など、熊日紙面に掲載されたニュースと共にメールでお届けします。

また、登録者を対象に毎月 1 回抽選を実施しますので、毎月プレゼントのチャンスが巡ってきます。



申込方法

ホームページ「くまにちドットコム」の登録ページ
(<https://kumanichi.com/fmail/uki.html>) にアクセスして
ご登録ください。 ☎ 総合政策課 ☎ 32 - 1803

野焼きはダメ！



野焼きによる苦情が増えています。家庭のごみや事業で出たごみを燃やすこと（野焼き）は法律で禁止されています。違反すると厳しい罰則規定がありますので、ごみは燃やさないようにしましょう。

ただし、次のような場合に限り、例外的に野外焼却が認められています。
○国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんど焼きなど）。
○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（生活環境保全上著しい支障を生じる廃ビニールの焼却は含まれません）。
○日常生活を営む上で、通常行われている廃棄物（庭の草や木の葉、枝など）の焼却で、軽微なものを除きます（軽微なものとは、たき火程度のものを指し、ドラム缶による焼却は認められていません）。
注）廃棄物の焼却によって、周辺住民から煙害や悪臭による苦情が生じる場合は認められていません。

※廃棄物の焼却（野焼き）をした場合、5 年以下の懲役か 1,000 万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 15 号）
※法人の代表者、従業員などが廃棄物の焼却（野焼き）を行った場合、行った人を罰するほか、法人に対して 1 億円以下の罰金が科せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 32 条第 1 号）
※未遂も同様に罰せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 2 項）



電動生ごみ処理機に補助金

電動生ごみ処理機を購入した人（世帯）に予算の範囲内で補助する制度があります。

申請の方法	電動生ごみ処理機を購入⇒申請書を市役所へ提出⇒補助金交付決定⇒補助金交付（口座振込み）
対象者	宇城市内に住所を有し、販売店から処理機などを購入し、ごみの減量化のために使用する世帯（販売店は市内に限らない）。
対象品	 生ごみを分解乾燥させることにより、堆肥化およびごみの減量化を目的とした電気製品に限る。
補助金額	購入費用の 1/2（上限 1 個 20,000 円）
申請書および添付書類	必要書類（申請書・請求書）は、環境衛生課または各支所総合窓口課にあります。領収書およびメーカーの保証書の写しを添付してください。
提出先	環境衛生課または各支所総合窓口課
その他	平成 20 年 10 月 1 日以降に購入したものに限りです。購入後、早めに申請してください（年度内）。※生ごみ処理容器などについても補助がありますので詳しくは環境衛生課にお問い合わせください。

☎ 環境衛生課 ☎ 32 - 1598

使用済み食用油は
分別収集に出しましょう

●油は絶対排水口に流さないでください。
●分別収集で回収した油は精製して A 重油の代替品として、市内の農業や漁業で使う予定です。

